

社援協発0331第3号
平成26年3月31日

各都道府県

消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長
(公印省略)

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令
について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第44号）が公布されたところであるが、その主な内容は下記のとおりであるので、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、本省令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

記

第1 改正の趣旨及び内容

- 1 消費生活協同組合法施行規則(昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省第1号。以下「規則」という。)第51条で定める上限金利の適用上利息とみなされない「債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他機械の利用料の額」については、消費税額等相当額を含むと規定されていることから、平成26年4月1日に消費税率が引上げられる(5%→8%)ことに伴い、消費税率の引上げ相当分(8%－5%＝3%)を、以下のとおり加算。(規則第51条関係)

- ・ 1万円以下の額 $105円 \div 1.05 \times 1.08 = 108円$
- ・ 1万円を超える額 $210円 \div 1.05 \times 1.08 = 216円$

また、消費税率引上げ分に相当するATM等の利用料の変更については、契約締結時交付書面の記載事項の変更に係る書面交付を要しないものとする特例措置を講ずる。(附則第3条関係)

- 2 企業会計基準委員会（公益財団法人財務会計基準機構に設置）の退職給付に関する会計基準（企業会計基準第26号）の公表等を踏まえ、連結貸借対照表の項目として「退職給付に係る資産」、「退職給付に係る負債」及び「退職給付に係る調整累計額」を、連結純資産変動計算書の項目として、「退職給付に係る調整累計額」をそれぞれ追加するとともに、所要の規定の整備を行う。(規則第81条、第82条、第84条、第107条、第149条関係)
- 3 共済計理人については、規則第192条各号に掲げる社団法人の正会員であることを要件としているが、当該法人が平成25年4月1日に公益社団法人に移行したことに伴い、下記のように名称変更を行う。(規則第192条関係)
 - ・社団法人日本アクチュアリー会 → 公益社団法人日本アクチュアリー会
 - ・社団法人日本年金数理人会 → 公益社団法人日本年金数理人会

第2 施行期日

1、3は平成26年4月1日

2は、平成26年3月31日

※平成26年3月31日以降に終了する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類について適用